

教育機関によるNanoTerasu利用に係る 利用料減免制度のご案内

本制度は、宮城県、一般財団法人光科学イノベーションセンター、仙台市が連携して実施するもので、通常**1回あたり約30,000円の費用負担※**でナノテラスを利用できます！
ぜひ、減免制度を活用してナノテラスを学校教育に利用してみませんか？

※ 測定手法により、費用負担額が変動する場合があります。詳しくは利用相談時に確認してください

1 対象となる教育機関

- ①学校教育法第1条及び第50条に基づく高等学校（高校）
- ②学校教育法第1条及び第63条に基づく中等教育学校（中高一貫校）
- ③学校教育法第1条及び第115条に基づく高等専門学校（高専）

詳細はこちら



2 対象となる利用

すべての教科において、各科目と関連する内容の測定を行うために利用する場合（授業の一環として利用する場合）に、対象となります。
（ただし、中高一貫校においては、後期3年の課程が対象）

3 減免対象費用

ナノテラスでの測定に伴い要する利用料金
（予算の範囲内で減免します）

※ 対象費用には制限があります。詳しくは、
下記「NanoTerasuでの測定実施相談」の
際に確認してください。



4 減免対象となる期間

令和7年4月から令和8年2月まで
（予算上限額に達した場合はその時点で終了）

【利用料減免の流れ】

- NanoTerasuでの測定実施相談 ▶ 打合せ ▶ 利用申請（利用者→仙台市）
減免申請（利用者→仙台市→宮城県）
- ▶ 予約・測定準備 ▶ 測定実施 ▶ 利用報告書提出（利用者→仙台市）
（利用者→宮城県 ※）

※ 仙台市に提出する報告書とは異なります
提出先：宮城県経済商工観光部新産業振興課（shinsanr@pref.miyagi.lg.jp）

5 問い合わせ先

◆減免制度に関すること

宮城県 経済商工観光部 新産業振興課 TEL:022-211-2721 Email:shinsanr@pref.miyagi.lg.jp

◆NanoTerasuシェアリング2000に関すること

仙台市 経済局 産業集積推進課 TEL:022-214-3154 E-mail:kei008070@city.sendai.jp

◆ナノテラス利用料金の請求に関すること

一般財団法人光科学イノベーションセンター TEL : 022-752-2210 E-mail:coalition@phosic.or.jp

NanoTerasuシェアリング2000及び減免制度利用手続き

①ナノテラスを活用した授業の実施相談

宮城県（新産業振興課）または仙台市（産業集積推進課）に、ナノテラスを活用した授業（測定）の実施についてご相談ください。

放射光の専門家も含めた事前打合せを実施しますので、宮城県ホームページに掲載の「事前チェックリスト」を作成し、相談先（宮城県又は仙台市）に提出してください。

②利用申請

NanoTerasuの利用を申請します。IDの発行などが必要ですので、仙台市産業集積推進課の指示に従い手続きを進めてください。

③予約・測定準備

利用日時が確定後、発行されたIDを使い、ナノテラスのビームライン利用や測定に係る各種手続きを行います。（一財）光科学イノベーションセンター（PhoSIC）の担当コンシェルジュの指示に従い手続きを進めてください。

利用料減免を希望する際は、仙台市産業集積推進課に対して、利用料減免申請書を提出してください。（利用料減免申請書は、仙台市経由で宮城県に共有されます）

測定試料（サンプル）の作成・運搬等も必要になりますので、関係者と打ち合わせを行います。

④測定実施

ナノテラスで測定を行います。

⑤利用報告書提出

ナノテラスの利用結果報告書を測定後24時間以内にPhoSICに、利用報告書を測定後90日以内に仙台市に提出します。仙台市への提出の際、あわせて宮城県新産業振興課にも報告書を提出してください。（仙台市に提出する報告書とは様式が若干異なりますので、注意してください）

測定スケジュール例

- 10:00 東北大学青葉山キャンパス着
- 10:15 放射線に関する座学
- 10:45 ナノテラスの概要に関する座学
- 11:45 昼食休憩
- 13:00 ナノテラス入館・実験ホール入室／注意事項説明等
- 13:15 測定開始

- ・1サンプル20分程度（測定～測定データ処理）
- ・測定試料6-7サンプル
- ※データ処理された画像を確認しながら、議論・検討

- 15:30 測定終了
- 15:45 実験ホール退出
- 16:00 ナノテラス出発

※これは一例であり、測定するサンプルの種類や数、測定の手法により必要時間は変わります。